



カンパニーアーティスト

第8期登録作家募集

エイブルアート・カンパニーは、障害のある人のアートを社会に発信するための組織です。障害のある人のアートに、だれでも簡単にアクセスでき、商品化したりデザインとして使うことができる仕組みをつくるために、2007年4月に3つのNPOが共同で設立しました。

エイブルアート・カンパニーでは、作家や作品の情報を一元管理し、作品の使用に関する窓口となっています。商談が成立した際は、作家に著作物使用料が支払われます。また、障害のある作家個人や福祉施設では困難だった著作権の保護にも細心の注意をはらっています。

障害のある人の新しい仕事をつくり、コラボレーションを通してたくさんの人とつながりたい。障害のある人の支援だけでなく、デザインを通し生活を楽しく社会を明るくしたい。それを実現するために、エイブルアート・カンパニーはさまざまな提案を行っていきます。

選考を経て正式に契約をかわした作家たちを「カンパニーアーティスト」と呼び、現在、78人のカンパニーアーティストの約7,401点の作品をベースに仕事の機会をつくっています。さらなる活動の展開に向けて、自らの表現やその発表の可能性をひらいていきたいと思う方を公募します。あなたのアートを社会に発信し、仕事につなげてみませんか。

応募要項

1. 応募資格

- ・障害のある人で18歳以上の方
- ・日本国内在住の方(障害者手帳の有無や国籍は問いません)
- ・公表できる作品を30点以上所有されている方
- ・作品の部分使用(トリミング)や改変をご了承いただける方(著しい変更の場合は使用の都度ご相談します)

2. 応募方法

- ①「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、②30点以上の平面作品の写真、③審査結果通知用の80円切手を同封し、応募先まで送付してください。

※作品の写真について

- ・水彩画、色鉛筆画、アクリル画、油絵、版画、切り絵、写真、書、文字など平面作品であればなんでも結構です。
- ・作品は1点ごとに撮影してください。額装されている場合は額をはずし、作品の全体像がわかるように撮影してください。
- ・写真の裏面には、天地の向きに合わせて、①作者名 ②タイトル ③制作年 ④サイズ ⑤素材を記入してください。
- ・他の人に所有権のある作品は、所有者に確認のうえ応募ください。
- ・プリンタ出力、画集などでも結構です。ハガキサイズ(約10cm×14.8cm)以上のサイズをご用意ください。
- ・お送りいただいた写真はお返しいたしませんのでご了承ください。

3. 応募締切 2013年12月27日(金)必着

4. 選考

- ・作品の芸術性や価値を問うものではなく、クライアント(使用者)の選択肢を広げるという視点から選考します。
- ・エイブルアート・カンパニーの事業の推進にご協力いただくクリエイター、メーカー、流通業者を中心とする選考員によって選考します。
- ・選考結果は2014年2月中に、応募者指定の連絡先住所へ書面で通知します。
- ・選考を通過した場合は、アーティスト情報や作品資料などを改めてご提出いただきます。
- ・選考を通過した場合は、契約の締結をもってカンパニーアーティスト(登録作家)に決定します。ただし、カンパニーアーティストとして登録されても、必ずしも作品が使用されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。
- ・契約期間は申し出がないかぎり1年毎に自動更新されます。

5. お問い合わせ先・応募先 ※「登録作家募集資料」と封筒にお書きください。

エイブルアート・カンパニー 本部・関西事務局(担当:島、西尾)
〒630-8044 奈良県奈良市六条西3-25-4 財団法人たんぼぼの家 内
Tel : 0742-43-7055 Fax : 0742-49-5501
Email: aac@ableartcom.jp URL: www.ableartcom.jp

※作品(原画)販売に関するアンケートについて

エイブルアート・カンパニーでは、作品(原画)を販売したいと考えている人の情報を集めています。応募用紙に作品(原画)に販売に関するアンケート項目がありますので、よろしければあわせてご記入ください。